

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

群馬県草津町長

作成・最終更新日

令和6年12月3日

担当部署

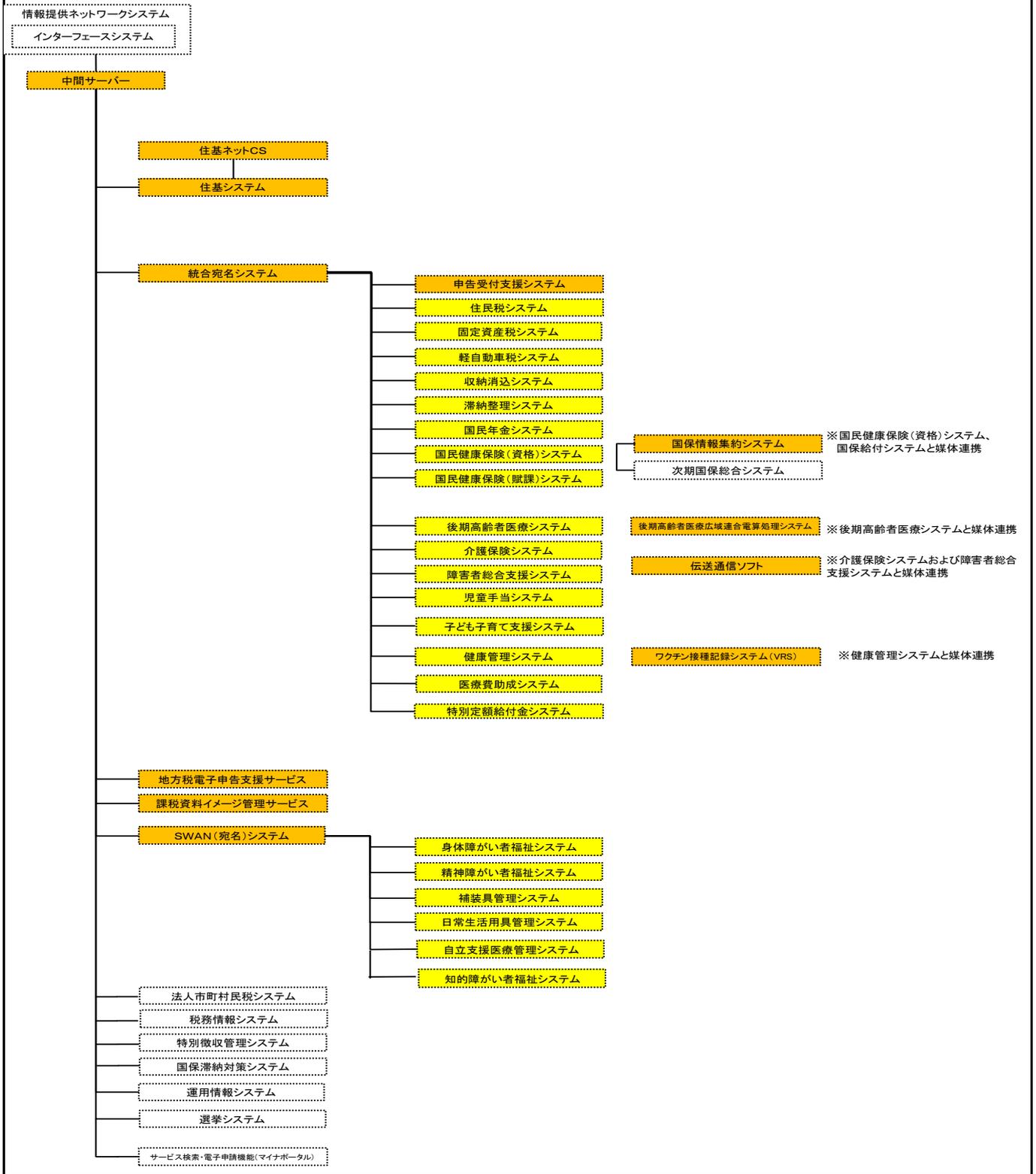
愛町部住民課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の24の項 2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第1号)第5条(住民基本台帳の維持)第6条(住民基本台帳の作成)第7条(住民票の記載事項)第8条(住民票の記載事項)第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付)第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)第22条(転入届)第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)第26条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)第30条の10(通知都道府県の区域外の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	住民基本台帳に関する事務	住基システム 中間サーバー 住基ネットCS コンビニ交付システム	○	令和8年12月3日			基礎			愛町部住民課
2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	個人住民税の賦課徴収に関する事務	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX) 収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー コンビニ交付システム	○	令和8年12月3日			基礎			愛町部税務課
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の24の項 番号法主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	固定資産税の賦課徴収に関する事務	固定資産税システム 収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX) 中間サーバー	○	令和8年12月3日			基礎			愛町部税務課
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	軽自動車税の賦課徴収に関する事務	軽自動車税システム 収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和8年12月3日			基礎			愛町部税務課
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	法人町民税の賦課徴収に関する事務	法人市町民税システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX) 収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー	×	令和8年12月3日			基礎	当該事務において個人番号を利用しない		愛町部税務課
6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の24、44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための項等に関する法律第1条及び施行規則第2条第13号	国民健康保険資格管理・給付関連事務・国民健康保険税賦課関連事務	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者向け中間サーバー等 国民健康保険(賦課)システム	○	令和8年12月3日			基礎			愛町部住民課
7	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表の46の項、118の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条	国民年金関係事務	国民年金システム 統合宛名システム	○	令和8年12月3日			基礎			愛町部住民課
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表の85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	後期高齢者医療関係事務	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	○	令和8年12月3日			基礎			愛町部住民課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
9	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の127の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条	子ども子育て支援関係事務	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県社会福祉課
10	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	児童手当支給に関する事務	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県住民課
11	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という。)第9条第1項、別表100の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	介護保険に関する事務	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) サービス検索・電子申請機能	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県福祉課
12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の9、21、51、67、117の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第12条、第25条、第38条、第60条	障害者福祉に関する事務	SWANシステム 障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県福祉課
13	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表の111の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	健康増進関係事務	健康管理システム 統合宛名システム	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県健康推進課
14	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の70の項 番号法 別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	母子保健関係事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県健康推進課
15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の14の項 番号法 別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	予防接種事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県健康推進課
16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表101の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	特別定額給付金システム	○	令和6年12月3日		基礎			廃止とし18.特定公的給付の支給に関する事務にとりまとめ		愛知県福祉課
17	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の24、85、100、127、135の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第46条、第50条、第68条	地方税及び保険料の納付管理に関する事務	収納済込システム 統合宛名システム	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県 税務課、住 民課、福祉 課、会計課
18	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表135の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	特定公的給付の支給に関する事務	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和6年12月3日		基礎					愛知県福祉 課

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	住基システム・統合宛名システム・住基ネット・地方税電子申告支援サービス・課税資料イメージ管理サービス・SWAN宛名システム・国保情報集約システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・伝送通信ソフト・ワクチン接種記録システム(VRS)・中間サーバー
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	申告受付支援システム・住民税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム・収納消込システム・滞納整理システム・国民年金システム・国民健康保険(賦課)システム・国民健康保険(資格)システム・後期高齢医療システム・介護保険システム・障害者総合支援システム・児童手当システム・子ども子育て支援システム・健康管理システム・医療費助成システム・特別定額給付金システム・身体障がい者福祉システム・精神障がい者福祉システム・補装具管理システム・日常生活用具管理システム・自立支援医療管理システム・知的障がい者福祉システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	レポート管理システム・特定健診システム・国保情報ネットワークシステム(伝送通信ソフト)
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	法人町民税システム・税務情報システム・口座管理システム・特別徴収管理システム・国保滞納対策システム・運用情報システム・選挙システム